

2. II-3-3-2 (2)、II-3-3-6 (2)、V-5-6関係

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
1	II-3-3-2 (2) ①、II-3-3-6 (2)①	金融オンブズネット	重要な事項を告げる場合について、「保険契約の種類及び性質等に応じて適正に行なわれているか」を問うているが、ここには、「契約しようとする者が、できるだけ契約に至るまでの早い段階で入手できるようにすること」の観点を盛り込むべきである。また、「消費者が読んで理解できること」も、要件として定めるべきである。	「保険契約の種類及び性質等に応じて適正に行なわれているか」の点につきましては、II-3-5-1-2 (14)④において、「契約締結に先立ち顧客が『契約概要』・『注意喚起情報』を記載した書面の内容を理解するための十分な時間が確保されているか」を求めています。 「消費者が読んで理解できること」の点につきましては、同項(14)②イにおいて、「文字の大きさや記載事項の配列等について、顧客にとって理解しやすい記載とされているか」、同項②ロにおいて、「記載する文言の表示にあたっては、その平明性及び明確性が確保されているか」など、消費者にわかりやすい書面とすることを求めています。
2	II-3-3-6 (2) ②	社団法人日本損害保険協会	II-3-3-6 (2)②により契約概要および注意喚起情報を分類して告げた場合には、II-3-3-6 (2)①による重要事項説明書を重複して交付する必要はないと理解して良いか。	「契約概要」・「注意喚起情報」は、従来交付していたいわゆる重要事項説明書などに記載されていた重要事項の記載内容を分類・整理したものですので、今後、募集・勧誘の段階において、「契約概要」・「注意喚起情報」を記載した書面を交付すれば、従来交付していた重要事項説明書を重複して交付する必要はありません。
3	II-3-3-6 (2) ①②	外国損害保険協会	従来「重要事項」として説明することとしていた項目が、「契約概要」または「注意喚起情報」の項目として代替される場合、それらの説明が適切になされることとすれば、それとは別に従来「重要事項説明書」を交付する必要はない、と考えてよいか。	同上
4	II-3-3-6 (2) ②	社団法人日本損害保険協会	「契約概要の記載項目」と「注意喚起情報の記載項目」を網羅し、これらの書面に「詳細な内容については契約のしおりや約款などを併せて参照すること」を記載し、約款や契約のしおりを交付することで、法300条1項1号の「重要事項説明」は尽くされたかと理解して良いか。	「契約概要」・「注意喚起情報」は、保険業法第300条第1項第1号の「重要事項」のうち、特に説明すべき重要事項を整理したものですので、これだけの説明で法300条1項1号の「重要事項説明」が尽くされたとは解することはできません。 しかしながら、「契約概要」・「注意喚起情報」以外の「重要事項」の説明については、「契約概要」・「注意喚起情報」を記載した書面に、「『契約概要』・『注意喚起情報』を記載した書面には、全ての契約情報が記載されているわけではなく、詳細な内容については契約のしおりや約款などを併せて参照すること」等と記載し、契約のしおりを交付、説明することで一応の説明は尽くされるものと考えます。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
5	Ⅱ-3-3-2 (2) ②	ハートフォード生命保険株式会社	Ⅱ-3-3-2 (2) ②について、顧客より「契約概要」及び「注意喚起情報」の説明を要しない旨の意思表示があった場合には、金融商品の販売等に関する法律との整合性から、「契約概要」及び「注意喚起情報」の説明を行わずに契約申込に至っても、法300条第1項第1号及び規則第53条の7の違反にはあたらないという理解でよいか。	顧客から「契約概要」・「注意喚起情報」についての説明を要しない旨の意思表示が行なわれた場合であっても、「契約概要」・「注意喚起情報」を記載した書面に関して、少なくともⅡ-3-5-1-2 (14) ③の「当該書面を読むことが重要であること」を口頭により説明した上で、顧客に対して当該書面を交付することが求められます。 よって、ご質問の点については、保険業法第300条第1項第1号及び同法施行規則第53条の7の違反にはあたらないとは言えないと考えます。
6	Ⅱ-3-3-6 (2) ② (注1)	社団法人日本損害保険協会	自賠責および401k対応商品については、他の法にて制度が確立されているのでⅡ-3-3-6 (2) ②の適用外という理解で良いか。	貴見のとおりです。
7	Ⅱ-3-3-6 (2) ② (注1)	社団法人日本損害保険協会	Ⅱ-3-3-6 (2) ② (注1) による対象範囲については、具体的には「住宅火災・住宅総合保険等の個人向け火災保険、個人向けの自動車保険・ゴルファー保険などの個人向け賠償責任保険」が対象となると考えて良いか。	貴見のとおり、「住宅火災・住宅総合保険等の個人向け火災保険、個人向けの自動車保険・ゴルファー保険などの個人向け賠償責任保険」は対象となります。
8	Ⅱ-3-3-6 (2) ② (注1)	社団法人日本損害保険協会	「自動車保険、火災保険、賠償責任保険など」の「など」については、現時点においては、該当する種目はなく、今後、発生した場合を想定してのものであると考えてよいか。	「など」につきましては、事業活動に伴い事業者が被る損害をてん補する目的で販売する保険商品ではないもの、即ち、日常生活に伴い個人が被る損害をてん補する目的で販売する保険商品を指します。 現時点において対応が必要と考えられる保険商品については、具体的な記載を行ないましたが、その他該当すべきものがないか、各保険会社において取扱う保険商品の精査を行うことが求められます。
9	Ⅱ-3-3-6 (2) ②	外国損害保険協会	「第2分野の保険商品について、自動車保険、火災保険、賠償責任保険などであって」とあるが、などは何を指しているのか。	同上
10	Ⅱ-3-3-6 (2) ② (注1)	社団法人日本損害保険協会	第三分野は対象となるとの理解で良いか。	貴見のとおりです。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
11	Ⅱ-3-3-6(2)②	社団法人日本損害保険協会	自動継続特約が適用されて継続される契約については、顧客にとっては継続を停止するかどうかのみの判断となることから、Ⅱ-3-3-6(2)②の適用対象外と考えて良いか。	ご質問にある「自動継続特約が適用されて継続される契約」については、契約締結時に顧客が自動継続特約であることを理解して契約していることを前提とすれば、本項目の適用除外と考えられます。 ただし、顧客における保険ニーズの変化の可能性を踏まえ、保険契約者における契約の見直しの機会が妨げられないことがないよう、適切な情報提供（例えば、自動継続に関する案内等の送付等）を行なうことが望ましいと考えます。
12	Ⅱ-3-3-2(2)②、Ⅱ-3-3-6(2)②	弁護士	「契約概要」・「注意喚起情報」の具体的な記載方法について、業界団体が自主ガイドラインを参考までに作成しているとのことだが、それらを各保険会社において遵守することは本監督指針を遵守するための有効な手段といえるのか。□	今回の改正は、全ての保険商品を一律、画一的に取扱うものではなく、本監督指針において「契約概要」・「注意喚起情報」の枠組みを定め、商品分野ごとの細目については業界団体（生命保険協会、日本損害保険協会など）において保険商品の特性等を踏まえた自主ガイドラインが定められる予定です。 保険会社・募集人において、それらの自主ガイドラインを遵守することは、本監督指針を遵守するために有効な手段であると考えます。 なお、自主ガイドラインは、各保険会社・業界団体等に寄せられた苦情・相談や保険商品の变化等を踏まえ、適時・適切に見直しが行われるものと考えます。
13	Ⅱ-3-3-2(2)②、Ⅱ-3-3-6(2)②、	弁護士	これらの取組みが行われることは消費者にとって大変有益であると考えられるが、一般の消費者にとって、この監督指針を読むだけでは、具体的に保険会社がどのようなものを作成すべきとされているのか、自ら受け取った「契約概要」・「注意喚起情報」を記載した募集文書が当該監督指針を遵守したものとなっているのか、イメージすることが困難である。例えば、業界団体などにおいて、これらの監督指針を遵守した具体的な記載例などを提示していただければ、消費者が自ら受け取った募集文書の適否をチェックできると考えるがどうか。	今回の改正は、全ての保険商品を一律、画一的に取扱うものではなく、本監督指針において「契約概要」・「注意喚起情報」の枠組みを定め、商品分野ごとの細目については業界団体（生命保険協会、日本損害保険協会など）において保険商品の特性等を踏まえた自主ガイドラインが定められる予定です。 各業界団体において、ご要望のような対応がなされれば、消費者においても自ら受け取った募集文書の適否をチェックしやすくなると考えられます。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
14	Ⅱ-3 -3- 6(2) ②イ	外国損害保険協会	「保険金等を支払わない場合が通例でないとき」の例示を示して載きたい。	<p>「保険金等を支払わない場合が通例でないとき」とは、一般的に消費者が誤解しやすい場合を指し、例えば、ガン保険における「契約日から90日間の不担保期間があり、91日目が責任開始期となる場合」、いわゆる無選択型保険における「契約日から2年以内は保険金が既払込保険料相当額しか支払われない場合」が挙げられます。</p> <p>なお、今回の改正では、全ての保険商品を一律、画一的に取扱うものではなく、本監督指針において「契約概要」・「注意喚起情報」の枠組みを定め、商品分野ごとの細目については、業界団体（生命保険協会、日本損害保険協会など）において保険商品の特性等を踏まえた自主ガイドラインが定められる予定です。</p> <p>具体例につきましては、今後、各保険会社・業界団体等に寄せられた苦情・相談や保険商品の变化等を踏まえ、例示されていくものと考えます。</p>
15	Ⅱ-3 -3- 2(2) ②イ、Ⅱ -3- 3-6 (2)② イ	社団法人全国消費生活相談員協会	生命保険、損害保険ともに、「法第300条第1項第1号関係」②イ「契約概要」の項目c(注)、にある「通例でない」とは、何を以って通例でないのか必ずしも明瞭でなく、保険会社の恣意並びに解釈の余地を生じせしめないための例示等が必要と考えます。	同上
16	Ⅱ-3 -3- 2(2) ②イ、Ⅱ -3- 3-6 (2)② イ	金融オンブズネット	「c保障(補償)の内容」として(注)書きがあるが、ここは、「こんなはずではなかった」といった苦情が山積しているところだ。「保険金等を支払わない場合が通例でないときは、特に記載すること」とされているが、具体的に「同一入院の場合の支払い制限」「傷害入院の制限」「重複支払いの制限」など、具体的な例示をあげ、実際の表記にも具体化を求めるべきである。	<p>今回の改正では、全ての保険商品を一律、画一的に取扱うものではなく、本監督指針において「契約概要」・「注意喚起情報」の枠組みを定め、商品分野ごとの細目については、業界団体（生命保険協会、日本損害保険協会など）において保険商品の特性等を踏まえた自主ガイドラインが定められる予定です。</p> <p>具体例につきましては、今後、各保険会社・業界団体等に寄せられた苦情・相談や保険商品の变化等を踏まえ、例示されていくものと考えられます。</p>

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
17	II-3-3-2(2) ②イ、II-3-3-6(2)②イ	金融オンブズネット	<p>「e 保険期間」だけでなく「保険期間を終了したときの選択肢及び条件、契約内容」も含めるべきである。契約が終了したときには特約が外れること、特約継続には一時払い金が発生すること、受け取り保険金額がぐっと少なくなり基本保険金しか受け取れないなど不利な条件が数多く発生します。それら重要条件の変更も当然含めるべきである。現状では、「このまま継続されますか？継続なら一時金が〇〇円必要になります。」といった程度の説明がまかりとおっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3倍補償で1000万円もらえるはずの保険金が300万円になります。 ・医療保障も継続して80歳までです。が、追加の保険金は割高になっています。支払えますか？ ・何か病気を持っていたら、実際には給付されない可能性が高いですが、それでも契約しますか？ <p>といったことを説明すべきである。60歳になっても、まったく健康で病気は一切持っていないとしたら保険に入らなくても十分暮らせる。不安材料があるから入るわけで、給付の条件を明確にすべきである。このことは、「告知義務の重要性」「転換・乗換時の注意事項」の項目にも盛り込むべきである。</p>	同上
18	II-3-3-2(2) ②イ、II-3-3-6(2)②イ	金融オンブズネット	<p>「g 保険料に関する事項」については、月払い、年払いの保険料表示だけでなく、保険料総額の明記を義務づけるべきである。</p>	同上
19	II-3-3-2(2) ②イ、II-3-3-6(2)②イ	非営利活動法人 消費者機構日本	<p>「h. 保険料払込に関する事項」に「保険料の免除」を追加していただきたい。</p> <p>(理由) 消費者が保険料払込の免除事由に該当する場合であっても、免除規定の存在を知らないため、保険料を払込み続けている事例も存在するといわれています。また、保険料払込免除特約の増加が第3分野解禁に伴う生損保の新商品の特徴とも指摘されています(損害保険料算出機構編「新保険論(傷害・介護)」。こうした状況を考慮すると、保険料免除の有無は商品情報として必要な重要情報です。</p>	同上

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
20	II-3-3-2(2) ②ロ、II-3-3-6(2)② ロ	非営利活動法人 消費者機構日本	<p>「e. (注) 通例でないときは、特に記載すること」に 「保険金等の支払われない主な場合として、例えば、トラブルの多い、以下のような場合が表示されているか留意すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険期間開始前の疾病、傷害による入院の場合の不払い ・同一原因を理由とする入院の場合の同一原因の内容及び取り扱い <ul style="list-style-type: none"> 1 入院・通算入院限度日数超過の場合の取り扱い ・重度障害の要件 ・重複支払の制限等」 <p>を追加いただきたい。</p> <p>(理由)「保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正案」にいう、「主なもの」の判断基準は明確ではありません。上記事例の場合のように、約款上に定められており、保険会社にとっては当然のことであっても、消費者にとっては理解、認識が困難な事柄や約款の解釈、適用の結果により、消費者が思わぬ不利益を被るなど、トラブルの原因となっている事例が多く見られます。上記の事項を明示することは、トラブルを回避するためのみならず、消費者が保障(補償)条件を正しく理解し、商品と比較考量する上で必要な重要情報の提供であると考えます。</p>	同上
21	II-3-3-2(2) ②イ、II-3-3-6(2)② イ	大阪消費者友の 会	<p>(1) 重要事項は保険を契約しようとするものが、契約前の早い段階で入手出来るようにすること。消費者にわかりやすいものにする。</p> <p>(2) イ「契約概要」の項目について</p> <p>c 保障(補償)の内容 この項目は苦情の多いことから、具体例を書くなど分かりやすくすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手術給付金が手術の内容によって支払われないこと(医療の進歩により手術方法が変わるが、約款の見直しが付いて行けず手術給付金が支払われない場合) ・同一入院の場合の支払い制限 ・傷害入院の制限 ・重複支払いの制限 ・病気があれば保険金が支払われない可能性が高いこと <p>e 保険期間が終了したときの選択肢及び条件、契約内容も入れること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の終了により特約がなくなる ・特約継続には一時金が必要なこと ・医療保障は継続しても80歳まで追加保険金は割高なこと ・3倍補償は傷害であること 	<p>(1)の「契約前の早い段階で入手出来るようにすること」につきましては、II-3-5-1-2(14)④において、「契約締結に先立ち顧客が『契約概要』・『注意喚起情報』を記載した書面の内容を理解するための十分な時間が確保されているか」、「消費者にわかりやすいものにする」とつきましては、同項②イにおいて、「文字の大きさや記載事項の配列等について、顧客にとって理解しやすい記載とされているか」、同項②ロにおいて、「記載する文言の表示にあたっては、その平明性及び明確性が確保されているか」などをそれぞれ求めています。</p> <p>(2)につきましては、今回の改正では、全ての保険商品を一律、画一的に取扱うものではなく、本監督指針において「契約概要」・「注意喚起情報」の枠組みを定め、商品分野ごとの細目については、業界団体(生命保険協会、日本損害保険協会など)において保険商品の特性等を踏まえた自主ガイドラインが定められる予定です。</p> <p>具体例につきましては、今後、各保険会社・業界団体等に寄せられた苦情・相談や保険商品の変化等を踏まえ、例示されていくものと考えられます。</p>

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
			<p>g 保険料総額を明記すること</p> <p>j 解約返戻金を具体的に示し、元の保険には戻れないなど転換によるデメリットを明示すること</p> <p>Ⅱ-3-3-6 (2) ②イについては、</p> <p>d 責任終了も追加すべき</p>	
22	Ⅱ-3-3-6 (2) ②イ、Ⅱ-3-3-6 (2) ②イ	なにわの消費者団体連絡会	<p>(1) 重要事項は保険を契約しようとするものが、契約前の早い段階で入手出来るようにすること。消費者にわかりやすいものにする。</p> <p>(2) イ「契約概要」の項目について</p> <p>c 保障（補償）の内容</p> <p>この項目は苦情の多いことから、具体例を書くなど分かりやすくすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手術給付金が手術の内容によって支払われないこと（医療の進歩により手術方法が変わるが、約款の見直しが付いて行けず手術給付金が支払われない場合） ・同一入院の場合の支払い制限 ・傷害入院の制限 ・重複支払いの制限 ・病気があれば保険金が支払われない可能性が高いこと <p>e 保険期間が終了したときの選択肢及び条件、契約内容も入れること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の終了により特約がなくなる ・特約継続には一時金が必要なこと ・医療保障は継続しても80歳まで追加保険金は割高なこと ・3倍補償は傷害であること <p>g 保険料総額を明記すること</p> <p>j 解約返戻金を具体的に示し、元の保険には戻れないなど転換によるデメリットを明示すること</p> <p>Ⅱ-3-3-6 (2) ②イについては、</p> <p>d 責任終了も追加すべき</p>	同上

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
23	Ⅱ-3-3-2 (2) ②イ、Ⅱ-3-3-6 (2)②イ	金融オンブズネット	「契約概要」に、告知義務の重要性、募集人には告知義務受領権がないことなど告知に関する事項を検討し、盛り込むべきではないか。「注意喚起情報」には盛り込まれているが、告知義務をめぐるトラブルは大変多いことから検討を尽くすべきである。そもそも保険募集人が一方的に重要事項のなかのメリットを強調し、勧誘されているのが実態で、それで説明責任を果たしたことになる、一方、消費者側からの告知情報については「聞かない」ということになるのは、不公正である。消費者が保険募集人に告げていたら、会社側が聞いていないことを立証しないかぎり告げていたとすべきだと考える。	今回、「重要事項」を明確化するため、情報提供が持つ機能のうち、商品内容についての理解を促進させるという機能と、告知義務等のいわゆる不利益情報について注意喚起（警告）するという機能に着目し、顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報（「契約概要」）と保険会社が顧客に対して注意喚起すべき情報（「注意喚起情報」）に分類、整理しました。 ご指摘の告知義務に関する事項は、大変重要な事項ではありますが、商品の内容を理解するために必要な項目というより、顧客に十分注意喚起すべき項目であるため、「注意喚起情報」の項目の一つとして整理しました。
24	Ⅱ-3-3-6 (2) ②ロ	外国損害保険協会	注意喚起情報のbクーリングオフの指針では、クーリングオフに該当する契約について記述すべきと読み、該当しない契約（1年もの等）については、特段記述する必要は無いものと理解してよろしいですか。	クーリング・オフにつきましては、いかなる場合にその適用があり、いかなる場合にその適用がないのかを顧客に対して注意喚起すべきと考えます。そのため、クーリング・オフの適用を受けない保険契約の場合には、クーリング・オフの適用がないということを記載する必要があります。
25	Ⅱ-3-3-6 (2) ②ロ	金融オンブズネット	「ロ 注意喚起情報」には、「d 責任開始期」だけでなく「責任終了期」も追加すべきである。更改トラブルが多い現状から見ても検討を尽くすべきである。	「契約概要」において「保険期間」が明示されていること、保険契約者は、保険契約締結後、保険証券などにおいて、自らの保険期間を確認し、更改時期を確認できることなどから、「注意喚起情報」として、責任終了期を追加する必要はないと考えます。
26	Ⅱ-3-3-6 (2) ②ロ	外国損害保険協会	ガン保険等第3分野商品においては、保険開始期と責任開始期が異なる場合があります。しかしながら損害保険商品の多くは、保険料支払いを責任開始の要件とすることを除きますと、保険始期が責任開始期と同一であることが一般的です。本指針において記述されている「責任開始期」記述の要請は、「責任開始期」に該当する同様の意味の文言を当該文書に記載することで足りるものと考えておりますが、指針の「注意喚起情報」の中において「責任開始期」という文言が記述されているのは、この文言を使用しなければならないという意図があるのでしょうか。	保険契約者にとっては、保険金がいつから支払われるのかが最も重要であることから、「注意喚起情報」として「責任開始期」の記載を求めています。 ご質問の点につきましては、「注意喚起情報」を記載した書面に「責任開始期」として求められる内容が顧客に正確に理解されるように記載されていれば、必ずしも「責任開始期」という文言の使用までを義務付けるものではありませんが、意味合いの異なる文言を使用することにより、顧客に誤解を与えることのないよう配慮する必要があります。
27	Ⅱ-3-3-6 (2) ②ロ	外国損害保険協会	「特に法令等で注意喚起することとされている」とあるが、ここで言う法令等はどの範囲のものを指しているのか。	「法令等」とは、保険業法、同法施行令・施行規則に限定されるものではありません。保険商品の内容によっても異なりますが、当該商品に関して他の法令等の規定において顧客に注意喚起すべきと考えられる事項がある場合は本項目に該当すると考えます。 なお、加えて、「注意喚起情報」を記載した書面の情報量については、Ⅱ-3-5-1-2 (14)②二において、顧客が理解しようとする意欲を失わないように配慮するとともに、保険商品の特性や複雑性にあわせて定めることを求めています。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
28	Ⅱ-3-3-2(2) ②ロ、Ⅱ-3-3-6(2)② ロ	非営利活動法人 消費者機構日本	「i. 特に法令等で注意喚起することとされている事項」について、「(注) 募集人等の性格、権限が明示されているか、媒介の場合は告知受領権、契約締結権のない旨平明に記載されているかに留意する」旨の注記を追加いただきたい。 (理由) 保険業法第294条において、「生命保険募集人及び損害保険募集人の権限の明示」が規定されていますので、当指針により、募集人が代理人か媒介であるのかは、注意喚起情報として明示されることになります。しかし、代理人か媒介であるのかの明示だけでは、消費者はその権限を具体的に理解できません。消費者が募集人の性格・権限を、とりわけ媒介の場合の権限を知らなかったことにより思わぬ不利益を被る事例も多く見られます。このため募集人ととりわけ媒介の性格・権限については、注意喚起する必要がある重要事項と考えます。	「生命保険募集人及び損害保険募集人の権限の明示」については、保険業法第294条の規定に基づき、募集人が保険の募集を行う際には顧客に対してあらかじめ明示するとされているところであり、顧客の理解が得られるよう適切な説明が行われるものと考えます。 また、本年1月23日に生命保険文化センター、日本損害保険協会が公表した「保険契約にあたっての手引」において、ご指摘のように消費者が募集人の権限について理解しないことにより思わぬ不利益を受けることがあるため、消費者が保険商品の購入等を行うにあたって留意すべき基本的な事項のひとつとして記載されています。
29	Ⅱ-3-3-2(2) ②ロ、Ⅱ-3-3-6(2)② ロ	非営利活動法人 消費者機構日本	「当該情報が注意喚起情報であること」に「(注)『注意喚起情報』には保険金が支払われない場合等消費者に不利益な情報が記載されているので、内容を十分確認して下さい」旨の記述があるかに留意する事を追加していただきたい。 (理由) 「監督指針案」の表現では、「注意喚起情報」とは何か、これを提供する理由は何かが必ずしも明確ではありません。消費者にとってその書面が何のために渡されるのかを明確に認識した上で読み、理解することが重要ですし、重要事項を「注意喚起情報」として分類し、提供する趣旨にかなうものと考えます。	「注意喚起情報」を記載した書面には、「当該情報が注意喚起情報であること」を記載することに加えて、当該情報の性質、例えば、特に重要な情報、顧客に不利益となる情報が記載されていること等を記載し、説明することが必要です。 また、加えて、Ⅱ-3-5-1-2(14)③において、当該情報を読むことが重要であることを口頭により説明することを求めています。 今後、各協会、各保険会社の取組みにより「契約概要」・「注意喚起情報」を記載した書面が重要であり、当該書面を読む必要があることが広く消費者に認識されることを期待します。
30	Ⅱ-3-3-2(2) ②イロ、Ⅱ-3-3-6(2) ②イロ	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会	「イ. 契約概要」「ロ. 注意喚起情報」の追加項目として「約款、及び契約のしおりが契約内容を確認する重要書類であり、証券と共に保管の必要性がある」ことも加えて載きたいと思えます。約款等の内容や表現の仕方などは今後の課題と考えますが、消費者にとって形がなく高額で長期間の保険商品とは何か、重要書類とは何かを認識させるために必要な項目ではないでしょうか。	「契約概要」・「注意喚起情報」は、保険業法第300条第1項第1号の「重要事項」のうち、特に説明すべき重要事項を整理したものですので、「契約概要」・「注意喚起情報」以外の「重要事項」の説明については、「契約概要」・「注意喚起情報」を記載した書面に、「『契約概要』・『注意喚起情報』を記載した書面には、全ての契約情報が記載されているわけではなく、詳細な内容については契約のしおりや約款などを併せて参照すること」等と記載し、契約のしおりを交付、説明することとなる考えます。 上記の記載により、契約のしおりや約款が顧客に重要な書類として認識され、保険証券と共に保管することが促されると考えます。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
31	Ⅱ-3-3-2(2) ②イロ、 Ⅱ-3-3-6(2) ②イロ	社団法人全国消費生活相談員協会	消費者にとって保険契約の目的は、つまるところ保険金・給付金の給付といえます。保険金・給付金の給付は、最終的に保険約款に依拠するものであり、究極の重要事項説明書は保険約款といわざるを得ません。その意味から「契約概要」「注意喚起情報」を満たせば、法300条第1項第1号の重要事項説明をすべて満たすと判断されないために、契約概要、注意喚起情報の項目に「契約のしおり、保険約款を読むこと」などの項目を加えるべきであると考えます。	「契約概要」・「注意喚起情報」は、保険業法第300条第1項第1号の「重要事項」のうち、特に説明すべき重要事項を整理したものですので、「契約概要」・「注意喚起情報」以外の「重要事項」の説明については、「契約概要」・「注意喚起情報」を記載した書面に、「『契約概要』・『注意喚起情報』」を記載した書面には、全ての契約情報が記載されているわけではなく、詳細な内容については契約のしおりや約款などを併せて参照すること等と記載し、契約のしおりを交付、説明することとなる考えます。
32	Ⅱ-3-3-6(2) ②イロ	外国損害保険協会	「契約概要」の項目c及び「注意喚起情報」の項目e、の「支払い事由に該当しない場合」の説明はその内容が同一と理解されます。一枚の書面で顧客に両情報を提供するとした場合、あるいは別紙ではあるが同時に両情報を顧客に提供する場合、その内容は重複しますので、何れか一方の書面に記述すれば足りるとの理解で宜しいでしょうか。 「契約概要」の項目j及び「注意喚起情報」の項目g、「契約概要」の項目h及び「注意喚起情報」の項目f、についても同様です。	今回の改正では、保険契約の販売・勧誘時に説明すべき重要事項を、顧客が保険商品の内容を理解するために必要な「契約概要」と顧客に対して注意喚起すべき「注意喚起情報」に分類、整理しました。 よって、Ⅱ-3-3-6(2)②イ「契約概要」c「保障(補償)の内容」とロ「注意喚起情報」e「支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合のうち主なもの」の内容は、それぞれの情報の性質を踏まえれば、必ずしも同一となるものではありません。 また、仮にその内容が同一の場合であっても、それぞれ情報の性質を踏まえた分類を行い、記載することとした趣旨を考えれば、「契約概要」・「注意喚起情報」を記載した書面のいずれか一方に記載すれば足りるものではありません。ご質問にある他の項目についても同様と考えます。
33	Ⅱ-3-3-2(2) ②、Ⅱ-3-3-6(2) ②、Ⅱ-3-3-5-1-2(14) ②	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会	保険業界は生命保険業界と損害保険業界に大別されます。指針でも「生命保険契約」(Ⅱ-3-3-2)と「損害保険契約」(Ⅱ-3-3-6)に分けてあります。そして、業界ごとに異なる文言の使い方や、表現の違いがあります。しかしながら、保険商品の種類からみると同様もしくは類似の商品(いわゆる第三分野)も多く、特約の種類についても名称が違っても補償内容が同様、あるいは酷似したものが多いのが現状です。消費者が保険商品を理解する際に、保険業界の違いで商品説明の文言や表現が異なるのはどんなに優れた「契約概要」・「注意喚起情報」ができたとしても、比較検討しにくく、困って理解しにくいものになりかねません。そこで、業界ごとに異なる文言の使い方や表現の違いを調整し、統一化することを検討して戴きたいと思えます。前述の調整が難しい場合は、この改正(案)の「イ. 契約概要」の項目に、「保険会社の種類」(生命保険会社か、損害保険会社か)の項目を増やして戴く必要があると思えます。それによって、消費者は生命保険会社の商品なのか、損害保険会社の商品なのかの理解が容易になると思えます。つまり、同じ医療保険でも、保険会社の違いによって示された「契約概要」の形式も違えば書かれている文言や表現も違うことを意識できることになると思えます。	業界ごとに文言や表現が異なることについては、特に生命保険会社、損害保険会社が共に同様の商品を販売している、第三分野商品の保障内容について見受けられるところです(例えば、介護保険において保障内容(支払事由)となっている「要介護状態」の定義が各社ごとに異なるなど)。これらの事態は、保険商品を比較考量している消費者、複数の保険会社において同様の保険に加入している保険契約者が、商品内容を誤解するおそれがあるため、このような問題について、どのような対応が考えられるのか検討を促して参りたいと考えます。 また、Ⅱ-3-3-2(2)②、Ⅱ-3-3-6(2)②のイ「契約概要」の項目に「保険会社の種類」を追加することについては、「保険業法等の一部を改正する法律」(平成十七年法律第三十八号)の施行にあたっては、保険業法第294条において、募集人が保険募集を行おうとする時には顧客に対してあらかじめ「所属保険会社等の商号、名称」を明示することが義務付けられることから、保険会社において顧客の理解が得られるよう適切な説明が行われるものと考えます。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
34	Ⅱ-3-3-2(2) ②、Ⅱ-3-3-6-6(2)②	外国損害保険協会	指針で使用されている用語には例えば保障、補償、給付の表現が使われていますが、この内容を例えば第一分野など分野別に使い分けるつもりかどうか明確にした方がよいのではないかと。	ご質問の点につきましては、それぞれ保険商品においてどのような意味で用いられているか、その内容が顧客に正確に理解されるような記載となっていれば、必ずしも保障、補償、給付の表現を、第1分野など分野別に使い分けることまでを求めるものではありません。
35	Ⅱ-3-3-6(2) ③	社団法人日本損害保険協会	現在の監督指針Ⅱ-3-3-6(2)後段で求められている態勢を変更するものではないという理解で良いか。	貴見のとおりです。
36	Ⅱ-3-3-2(2) ③	社団法人生命保険協会	重要な事項を了知した旨の確認、及び事後に確認状況を検証できる態勢については、例えば、「契約概要」「注意喚起情報」を合わせて「重要事項説明書」等と位置付け、「重要事項説明書」等として一括で内容確認・書面受領に対する受領印をもらうことで問題ないか。	ご質問のように、「契約概要」・「注意喚起情報」を合わせて「重要事項説明書」等と位置づけ、「重要事項説明書」等として一括で内容確認・書面受領に対する受領印とすることも可能と考えます。 ただし、今回の改正の趣旨も鑑み、「契約概要」・「注意喚起情報」についての内容確認・書面受領に対する押印であることを顧客が十分認識できるような記載や説明を行なう必要があります。
37	Ⅱ-3-3-2(2) ③	ハートフォード生命保険株式会社	Ⅱ-3-3-2(2)③に、「顧客から重要な事項を了知した旨を十分に確認し、事後に確認状況を検証できる態勢にあるか。」とあるが、これは、「契約概要」及び「注意喚起情報」を受領し、当該内容の説明を受けたことについて、例えば、申込書等に設けた確認欄に顧客が押印することで充足することを確認したい。	貴見のとおりと考えますが、「中間論点整理～保険契約の販売・勧誘時における情報提供のあり方～」（平成17年7月8日公表）において、重要事項説明書の受領の確認印については、書面を交付すること自体が目的となってしまう、顧客に重要な事項を了知させるという本来の目的が果たせていないとの指摘がなされたことを受け、今回の改正において、「顧客に当該書面の交付に加えて、以下のような情報の提供及び説明が口頭により行われているか」（Ⅱ-3-5-1-2(14)③）が求められていることにも留意する必要があります。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
38	V-5-6	日本保険仲立人協会	<p>私ども保険仲立人の場合、顧客に対し「契約概要」および「注意喚起情報」の説明義務といった点に関しては、法第299条(誠実義務)および「保険会社向けの総合的な監督指針」V-5-3(誠実義務)の規定により、従来より履行してきていると考えております。また、契約内容の確認に関しても、保険仲立人は法第298条(結約書)および「保険会社向けの総合的な監督指針」V-5-2(結約書)に基づき、保険媒介の証として結約書を顧客に交付することを義務付けられており、これらの義務は、既に果たされているものと考えております。上記のようなこうした点からすると、保険仲立人はすでに重要事項の説明責任は果たしていると考えられ、今次改定案のように、保険仲立人に対しても生命保険募集人および損害保険代理店に準じ重要事項の記載事項、説明方法等の明確化を課すことは、私ども保険仲立人に二重の義務を求めることになる恐れがあると考えます。</p>	<p>保険仲立人においても、保険会社などと同様、保険業法第300条第1項第1号の重要事項説明義務が課されているところであり、今回の改正は、そのうち特に説明すべき重要事項の明確化を図ったものであることから、二重の義務を課すものではありません。</p> <p>なお、保険業法第298条(結約書)は保険仲立人特有の規定であり、同法300条により求められているものではありませんので、この意味においても、ご指摘のような二重の義務を求めることにはならないと考えます。</p>
39	V-5-6	日本保険仲立人協会	<p>保険仲立人の顧客は法人が中心ではありますが、こと法人相手ということで考えますと、改正案の概要に基づく「契約概要」および「注意喚起情報」の記載項目、説明方法等に些か疑問を感じ得ず、あるいは法人と個人とを分離した対応の必要性があるのではないかと考えられます。</p>	<p>今回の措置の適用外となる保険商品は、保険会社と同様、II-3-3-2(2)②(注)、II-3-3-6(2)②(注1)及び(注2)のとおりです。そのため、V-5-6において保険会社への適用に準じることとしております。</p>